

## 秋田県ダンススポーツ連盟 旅費規定

秋田県ダンススポーツ連盟（以下 JDSF 秋田）の公務で県外に出張する場合や、JDSF 秋田理事会（常務理事会と実行委員会を含む）への出席、並びに関係官庁や関係団体等の会議や協議に出向いた場合には、JDSF 秋田旅費規定に基づき交通費を支給する。

また、JDSF 秋田が主催する競技会や JDSF 秋田が主管する競技会にフルタイムで参加するスタッフには規定に基づき日当を支給する。

公務出張は、原則として理事会の承認を受けるものとするが、緊急やむを得ない場合は、会長の判断に委ねるものとする。

### 1.（公社）日本ダンススポーツ連盟（以下 JDSF）や東北ブロック運営委員会（含むみちのく会）が主催する事業並びに会議への出張について

#### （1）交通費

- ① 車両を使用する場合は、走行距離 1 km 当たり 20 円で計算し往復距離で支給する。  
但し、交通事故やその他の事故の責任は、全て個人が責任を負うものとする。
- ② 片道 100 km を超えて会議や講習会に出席する場合は、高速道料金を支給する。（ETC 割引等の実費とする）
- ③ 公共交通機関を利用する場合は、実費支給とする。
- ④ 交通費の支給は①を基本支給とするが、ガソリン価格の変動に伴い、レギュラーガソリン価格が 150 円/ℓを超える時期に出張した場合は、暫定的に走行距離 1 km 当たり 30 円で計算し、往復距離分を支給する。
- ⑤ 交通費の算定に供するガソリン価格は、資源エネルギー庁の委託を受けて全国の価格を調査毎週発表する（一財）日本エネルギー経済研究所 石油情報センターの小売価格（消費税込）を基準とする。

#### （2）日 当

JDSF 秋田の公務で、（公社）日本ダンススポーツ連盟（JDSF）や東北ブロック運営委員会（含むみちのく会）の県外で開催される事業や会議に出席した場合は、以下に定める日当を支給する。

- ① 半 日 2,000 円
- ② 1 日 4,000 円

#### （3）宿泊費

- ① 原則ビジネスホテルを使用し、実費を支給する。宿泊費の支給上限を 8,000 円とする。
- ② JDSF や東北ブロック運営委員会（含むみちのく会）会議でホテルを提供された場合は、その実費を支給する。

#### （4）旅費の精算

- ① 旅費は、出張前に概算前渡しを受けることができる。
- ② 旅費の本精算は領収書を添付のうえ、帰任後すみやかに行うものとする。

#### （5）公務出張に伴う旅費支給対象者は以下による

対象者は、県外で開催される会議出席者や各種講習会の受講者並びに指導者で J D S F 秋田理事会が認めた者のみを対象とする

- ① J D S F 秋田が、競技会を開催するために必要な競技長、採点管理長、競技会支援システムの資格取得者が、定期的で開催される義務更新講習会に出席する場合
- ② J D S F や東北ブロック運営委員会（含むみちのく会）の派遣要請に伴い、J D S F 秋田理事会が推薦した指導員講師又は準指導員講師等が指導や講習会で出張する場合
- ③ J D S F が開催する、全国代表者会議等に出席する場合
- ⑤ J D S F 秋田理事若しくは会員が、関係官庁や関係団体の会議や協議に出席した場合

平成16年 8月 8日 制定  
平成23年 4月16日 一部改定  
平成23年 7月16日 一部改定  
平成24年 4月 7日 一部改定  
平成24年12月 1日 一部改定  
平成26年 3月23日 一部改定

## 2. J D S F 秋田常務理事会及び理事会

J D S F 秋田の常務理事会や J D S F 理事会に出席した場合は、下記の交通費及び日当を支給する。

### (1) 交通費

- ① 車両を使用する場合は、走行距離 1 k m 当たり 2 0 円で計算し往復距離で支給する。  
但し、交通事故やその他の事故の責任は、全て個人が責任を負うものとする。
- ② 交通費の支給は①を基本支給とするが、ガソリン価格の変動に伴い、レギュラーガソリン価格が 1 5 0 円/ℓを超える時期の会議に出席した場合は、暫定的に走行距離 1 k m 当たり 3 0 円で計算し、往復距離分を支給する。
- ③ 交通費の算定に供するガソリン価格は、資源エネルギー庁の委託を受けて全国の価格を調査毎週発表する（一財）日本エネルギー経済研究所 石油情報センターの小売価格（消費税込）を基準とする。

### (2) 日 当

- ① 常務理事会及び理事会の日当支給を廃止する。

平成16年8月 8日 制定  
平成23年4月16日 一部改定  
平成23年7月16日 一部改定  
平成24年4月 7日 一部改定  
平成26年3月23日 一部改定

### 3. JDSF秋田主催及びJDSF秋田が主管する競技会の日当

JDSF秋田主催及びJDSF秋田が主管する競技会に、スタッフとしてフルタイムで  
ご協力頂いた方々（JDSF 会員外も含む）には、下記の日当を支給する。

但し、交通費は支給しないものとする。

#### (1) 日 当

2,000円（フルタイムスタッフのみ）

#### (2) 昼 食

①フルタイムで協力頂く方々には、昼食弁当を支給する。

②選手兼務でスタッフ協力頂く方々には、一人500円とし自己調達する事とする。

平成19年3月17日 制定

平成23年2月12日 一部改定

平成27年5月30日 一部改定